

○多学年学級担当手当

・概要

- (1) 多学年学級担当手当は、小・中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する教育職員（教諭・助教諭・講師）が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給される。ただし、次の場合は支給されない。
 - ① 給料の調整額を受ける者（特別支援学級を担当する者）
 - ② 多学年学級における担当授業時間数とその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
 - ③ 多学年学級における担当授業時間数が1週間について12時間に満たない者
- (2) 担当授業時間数は、標準的な週における週間の各教科及び道徳の授業の担当授業時間数の合計数により算定する。なお、授業時間数には、同一学級の同一教科を2人の教員で授業担当した場合の時間数を含む。
- (3) 手当額

2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	1日290円
3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	1日350円

- (4) 授業又は指導とは、次の業務のいずれかに該当するもの。
 - ① 各教科又は道徳の授業
 - ② 特別教育活動又は学校行事等の指導
 - ③ 上記のために必要とされる指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童生徒の成績物の処理並びに指導要録の作成等
 - ④ 学校の教育計画に基づいて、夏休みその他の休業日において行う課外指導
 - ⑤ 上記までの授業又は指導に直接関係のある講習会、研究会等の受講

・関係法令等

- (1) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条第2項
- (2) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第3条
- (3) 特殊勤務手当の支給に関する運用基準の制定について

・事務処理

時 期	処 理 内 容
対象確認	多学年学級担当手当支給資格確認表により、支給対象職員を確認する
職務従事	
帳簿記入	特殊勤務実績簿（第2号様式（その1））に記入する
報 告	例月実績通知書2を作成し、教育事務所へ提出する
支 給	勤務した月の翌月の給与支給日に支給する。給与等領収書を確認する

以 下 余 白